

令和 7 年度

一般競争入札による行政財産
(自動販売機設置場所) の貸付け案内書

令和 7 年 8 月

清瀬市経営政策部未来創造課

1 趣旨

清瀬市（以下、「市」という。）は、歳入の確保を目的とした暫定的な土地利用として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定に基づき、貸付けにより行政財産の有効活用を推進するため、「2 入札物件（貸付物件）」に自動販売機を設置する。なお、貸付契約は民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとする。

2 入札物件（貸付物件）

下記1から4を、別々で入札を実施する。

（1）自動販売機

物件番号	場所	施設管理課	台数	契約期間（5年）	販売品目	最低貸付料率
1	清瀬花の里公園 入口付近	水と緑と公園課	1	契約締結日から5年間	清涼飲料水 (缶・ペットボトル等)	総売上の20%
2	清瀬せせらぎ公園 トイレ付近	同上	1	同上	清涼飲料水 (缶・ペットボトル等)	総売上の10%

3 日程

項目	日程
入札案内書の配布	令和7年8月27日(水)から令和7年9月10日(水)まで
参加申込の受付期間	同上
入札及び開札の日	令和7年9月16日(火)
契約の締結期限	令和7年9月30日(火) ※ 原則、変更しないものとする

4 参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （2）清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）第3条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （3）清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準（平成5年7月1日市長決定）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （4）国税又は地方税の未納がないこと。
- （5）本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に、自動販売機を貸付期間中継続して設置し、その管理を行う資力及び能力等を有する法人または個人であること。
- （6）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (8) (6) 及び (7) に掲げるものから委託を受けた者並びに (6) 及び (7) に掲げるものの関係団体でないこと。
- (9) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有すること。個人は市内に居住し、市内で事業を営んでいること。
- (10) 過去2か年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結していること。
- (11) 「6 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載の書類を提出すること。
- (12) 「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」を締結し、実行できること。

5 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の契約は、地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付けにより実施する。なお、契約日は、市と落札者の協議により決定する。

(2) 貸付料

- ア 売上金額に落札した料率（料率は整数とし、以下「落札料率」という。）を乗じて得た金額を貸付料（100円未満の端数は切り捨てとする。）として支払うものとする。
- イ 落札者は、毎月の売上金額の報告に応じて算出された金額を、市の発行する納付書により、市が定めた期日までに支払うものとする。
- ウ 一度納付された貸付料は、原則還付はないものとする。
- エ 自動販売機の設置に伴い発生する光熱水費及び必要経費は落札者の負担とし、貸付料とは別に市が発行する納付書で支払うものとする。

(3) 期間

「2 入札物件（貸付物件）」に示した期間とする。

(4) 設置機器の仕様

ア 設置機器のサイズ（回収ボックスは除く）

W×D×H (mm)	
原則	1200*800*2000以内（固定具含む）

※ 上記サイズを超える場合は、必ず申込前に施設管理課と協議をすること。

- イ 各設置機器には、使用電力計測用の子メーターを設置すること。
- ウ 日本産業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- エ 500円硬貨、1,000円札紙幣及び電子マネーに対応した機器であること。

(5) 設置条件

- ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費及び維持費等に係る一切の費用は落札者の負担とする。
- イ 自動販売機の設置工事を実施する際、事前にその設置する機器、設置工事内容及び日程等について市（施設管理課）と協議をし、許可を得ること。
- ウ 自動販売機には、十分な大きさの回収ボックスを設置し、衛生上問題のないよう回収ボックスの管理及び廃棄物の回収をすること。なお、回収ボックス設置場所及び頻度は市の指示に従うこと。

エ 光熱水費は落札者の負担とし、年度末または貸付期間最終日における子メーターの数値に基づき算出された市の請求に基づき支払いを実施すること。

オ 落札者は、毎月の売上額及び売上本数について、市が指定する日までに任意の書面を以て市へ報告すること。

カ 落札者は、契約期間が満了した場合には、速やかに原状回復をすること。また、設置事業者は、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができないものとする。

キ 落札者は、地震、台風等の災害時に飲料用自動販売機内の販売品を無償提供することについて、本要領に附属する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」により市と協定を締結すること。また、設置する自動販売機については、災害時に自動販売機内の販売品を無償提供することができるよう、手動型またはバッテリー搭載型等の種別は問わない。

ク 販売商品 1 本あたりの価格は、市場価格より 10 円以上、下回るように努めること。

(6) 禁止事項

ア 貸付物件を第三者に転貸すること。

イ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

ウ 自動販売機の設置以外の目的で使用する事。

(7) 実態調査等

契約上の主な条件の履行を確認するため、市が貸付物件の利用状況等についての実態調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、落札者は必ず市に協力しなければならない。

(8) 解約の申入れ

契約期間中の契約の解約は、原則不可とする。

6 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 行政財産（自動販売機設置場所）貸付けの一般競争入札参加申込書

(2) 清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書

(3) 証明書

法人…登記事項証明書（全部事項証明書または代表者事項証明書）、印鑑証明書

個人…住民票、印鑑登録証明書

(4) 国税の納税証明書

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明を提出すること。

(5) 地方税の納税証明書

法人…法人市民税、固定資産税（償却資産を含む。）

※令和 5 年度及び令和 6 年度分の納税証明書（未納がないこと。）

個人…清瀬市住民税、固定資産税

※令和 5 年度及び令和 6 年度分の納税証明書（未納がないこと。）

(6) 財務諸表（写し・直前決算 2 年間分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

個人経営者にあたっては、確定申告書の写し等を提出すること。

(7) 設置予定の自動販売機の概要の分かる書類（仕様書・パンフレット等）

- (8) 過去2か年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結したことがわかる書類

※(3)の書類は、いずれも発行後3か月以内のものをご提出ください。

※必要に応じ上記以外の書類提出を求める場合は、市の指示により、書類をご提出ください。

※提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

7 参加申込方法等

- (1) 受付期間 令和7年8月27日(水)から令和7年9月10日(水)必着
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 受付場所 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係
(市役所本庁舎3階18番窓口)
電話 042-497-1807(直通)

メール mirai_sozoi@city.kiyose.lg.jp(未来創造課代表アドレス)

- (3) 申込方法 前記(2)の受付場所に「6 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に示す書類を持参、メールまたは郵送で提出すること。

※申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を確認の上、前記6に記載の書類を揃えて申し込んでください。

8 入札手続き並びに開札の日時及び場所

- (1) 入札の方法

ア 入札は郵送・メールにて行う

イ 入札書には、入札参加有無欄への「○」の記載及び総売り上げに乗じる料率(整数)の記載をすること。

ウ 入札書は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札参加者名を記載した封筒に封入し、その封筒を更に別の封筒に入れ、郵送すること。また、メールの場合は、PDF形式にして未来創造課代表アドレスに送付すること。

- (2) 提出方法

ア 郵送の場合は、入札書を二重封筒にし、下記(3)の期間内に市役所へ到達させること

イ メールの場合は、PDF形式として、下記(3)の期間内に未来創造課代表アドレスに送付すること。

- (3) 入札書の受付期間 参加申込をしてから開札日の前日まで

- (4) 開札の日時 令和7年9月16日(火)10時

- (5) 開札の場所 清瀬市本庁舎3階 未来創造課イノベーション推進係 執務室
(清瀬市中里五丁目842番地)

※開札は、(4)の日時に、郵送物の開封及びメールに添付された入札書の確認をすることで行います。

※(3)の期間までに入札書が到達しない場合、入札不参加とみなします。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって料率を表示しない入札書による入札
- (3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (5) 記載内容が不明確な入札書による入札
- (6) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (7) 最低貸付料率に達しない内容の入札
- (8) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

1 0 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

- (1) 落札者は、市の最低貸付料率以上の料率をもって有効な入札を行った方のうち最高の料率をもって入札を行った方を落札候補者とする。
- (2) 当該落札候補者について参加資格を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で落札者を決定する。
- (3) 資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定する。
- (4) 最高の料率をもって入札を行った落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、「くじ」によって落札候補者を決定する。なお、落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することとはできない。
- (5) 入札物件の最低貸付料率は、「2 入札物件（貸付物件）」に記載のとおりとする。
- (6) 最低貸付料率に達しない価格で入札した方の入札は、無効とする。

1 1 契約の締結等

落札者は、「3 日程」に記載の日までに、市と「行政財産賃貸借契約（以下「本件契約」という。）」を締結すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）が負担する。

※本件契約を締結しない場合は、清瀬市契約事務規則第3条に基づき、最長3年間、市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

1 2 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（落札料率、相手方）を公表します。

1 3 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 現地調査・確認にあたっては事前に連絡のうえ、安全確保に配慮し、通行の妨げに十分に留意して実施してください。
- (3) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、清瀬市公有財産規則（昭和40年清瀬市規則第7号）、清瀬市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (4) 本入札案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

1 4 問い合わせ先

〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係（清瀬市役所本庁舎3階18番窓口）

電話 042-497-1807（直通）

メール mirai_sozo@city.kiyose.lg.jp